北名古屋市監査公表第１７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

平成３０年7月３０日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

随時監査の結果について

１　監査の対象
会計課耐火金庫内保管庫の保管金品について

２　監査の実施期間
平成３０年４月１２日から平成３０年５月２９日まで

３　監査の着眼点
⑴　使途不明な現金は保管されていないか。
⑵　不適正に管理されている金品はないか。
⑶　不要な物品が保管されていないか。
⑷　各課において、保管金品の管理点検がされているか。
⑸　金庫の有効な活用が図られているか。

４　監査の概要
会計課の耐火金庫内保管庫を使用する各課の保管金品を平成３０年４月１２日に一斉に確認し、関係職員から説明を聴取して、不適正な金品の有無や保管金品の管理が適切に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

5　監査の結果

監査を実施した結果、２０課において、保管庫の２７区画が使用されていた。保管金品については、おおむね適正に管理されていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

会計課耐火金庫内保管庫の保管金品の監査結果については、次のとおりである。

会計課耐火金庫内保管庫の各課使用状況

使用保管庫	課数	課名
東庁舎会計課 耐火金庫内	12	税務課(東)、収納課、市民課(東)〔2〕、 高齢福祉課、児童課、家庭支援課、商工農政課、 学校教育課、生涯学習課、スポーツ課、 会計課(東)〔3〕、議事課
西庁舎会計課 耐火金庫内	8	総務課、人事秘書課、税務課(西)、 防災交通課〔2〕、環境課〔2〕、社会福祉課〔3〕、 施設管理課、会計課(西)
使用していない	11	経営企画課、情報課、市民活動推進課、財政課、 市民課(西)、国保医療課(東)、国保医療課(西)、 健康課、都市整備課、企業対策課、下水道課
合計	31	

＊　〔　〕の数値は、保管庫の区画を複数使用している課の区画数

＜社会福祉課＞

⑴　各種団体の現金を一時的に預かることは、事務局であることからやむを得ないが、できる限り短期間で処理すること。

⑵　生活保護費の過年度返還金の分割納入について、入金処理が遅延しているものがあった。

⑶　保管金品について、特定の職員しか把握しておらず、保管されたまま管理がされていないものがあった。

＜高齢福祉課＞

⑴　孤独死があった際、相続人が不明な場合は遺留品を保管しているが、処分等の取扱規定がなかった。

⑵　一時保管する現金については、整理して最小限に止めること。

⑶　関係団体より預かった複写機使用代金の納入が遅延していた。

＜生涯学習課＞

少年少女発明クラブの指導員報酬を現金払いしているが、年度最終の支払い分について、多額の現金を一定期間保管する状況を改めること。

＜会計課＞

意　見

耐火金庫内保管庫は現金や公印等重要な金品を保管するものであり、各課において適切に管理する必要があるが、金庫の保管物に係る規定はなく、各課の裁量に委ねられている。金庫の適正な管理と透明性を確保するため、金庫を所管する会計課において、各課管理者の定期的な点検を義務付ける等の方策を検討されたい。